



島根県報

平成26年11月25日（火）

第2,652号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

- | | | |
|--|----------|---|
| 島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | （青少年家庭課） | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 | （障がい福祉課） | 2 |

【告 示】

- | | | |
|----------------|---------|---|
| 登録販売者試験規程の一部改正 | （薬事衛生課） | 3 |
|----------------|---------|---|

【公 告】

- | | | |
|--------------|----------|---|
| 都市計画変更の図書の縦覧 | （下水道推進課） | 3 |
|--------------|----------|---|

公布された条例等のあらまし

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第80号）

1 規則の概要

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第8条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（規則第81号）

1 規則の概要

様式の整理（様式第12号その1—様式第14号その3関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規**則**

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第80号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第50条第9号」を「第50条第11号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第12号その1（別紙12）（誓約項目）2、様式第12号その2（別紙4）（誓約項目）2、様式第12号その3（別紙3）（誓約項目）2、様式第13号その1（別紙3）（誓約項目）2、様式第13号その2（別紙4）（誓約項目）2、様式第13号その3（別紙3）（誓約項目）2、様式第13号の2その1（別紙2）（誓約項目）2、様式第13号の2その2（別紙2）（誓約項目）2、様式第13号の2その3（別紙2）（誓約項目）2、様式第13号の3その1（別紙2）（誓約項目）2、様式第13号の3その2（別紙2）（誓約項目）2、様式第13号の3その3（別紙2）（誓約項目）2、様式第14号その1（別紙2）（誓約項目）2、様式第14号その2（別紙2）（誓約項目）2及び様式第14号その3（別紙2）（誓約項目）2中「薬事法（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び介護保険法（平成9年法律第

123号)」を「生活保護法(昭和25年法律第144号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)、介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示****島根県告示第652号**

登録販売者試験規程(平成20年島根県告示第276号)の一部を次のように改正する。

平成26年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

様式第1号中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この告示は、平成26年11月25日から施行する。

公**告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

浜田都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課